

第四 平成25年度特別会計の概況

(総括)

(単位 千円)

会 計 名	平成25年度 当初予算額 (A)	平成24年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)－(B)	比 較 (%) (A)/(B)
用品調達等集中管理事業特別会計	5,541,557	5,094,203	447,354	108.8%
公債管理特別会計	77,970,518	71,631,447	6,339,071	108.8%
給与集中管理特別会計	24,407,075	25,447,425	△ 1,040,350	95.9%
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	115,184	119,980	△ 4,796	96.0%
天神川流域下水道事業特別会計	1,372,674	975,937	396,737	140.7%
中小企業近代化資金助成事業特別会計	133,373	137,478	△ 4,105	97.0%
就農支援資金貸付事業特別会計	175,298	223,754	△ 48,456	78.3%
林業・木材産業改善資金助成事業 特別会計	71,406	71,384	22	100.0%
県営林事業特別会計	184,674	179,259	5,415	103.0%
県営境港水産施設事業特別会計	257,379	302,473	△ 45,094	85.1%
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	101,160	101,196	△ 36	100.0%
港湾整備事業特別会計	90,776	85,394	5,382	106.3%
収入証紙特別会計	2,231,830	2,159,176	72,654	103.4%
県立学校農業実習特別会計	54,465	62,276	△ 7,811	87.5%
育英奨学事業特別会計	1,002,701	964,437	38,264	104.0%
合 計	113,710,070	107,555,819	6,154,251	105.7%

会 計 名	歳 出					歳 入	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(総務部・地域振興部・会計管理者) 用品調達等集中管理事業特別会計	5,541,557				5,541,557	5,541,557	
(総 務 部) 公債管理特別会計	77,970,518		77,940,023		30,495	77,970,518	
給与集中管理特別会計	24,407,075	24,407,075				24,407,075	
(福祉保健部) 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	115,184				115,184	115,184	
(生活環境部) 天神川流域下水道事業特別会計	1,372,674	13,772	131,530		1,227,372	1,372,674	339,610

入					概 況 説 明	
内 訳						
他会計からの		繰越金	事業収入	その他		
借入金	繰入金					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
					事務用品、石油製品及び庁用自動車の管理並びに電話、庁用冷暖房、文書事務及び庶務事務等の集中管理を行うために必要な経費である。	
		404,036	5,137,490	31	1 用品調達事業費 540,960 2 自動車管理事業費 236,299 3 集中管理事業費 4,360,262 4 一般会計繰出金 404,036 合 計 5,541,557	
	59,772,518			18,198,000	県債の発行及び償還に必要な経費である。 1 元 金 67,617,039 2 利 子 10,322,984 3 公債諸費 30,495 合 計 77,970,518	
				24,407,075	職員給与費の支払事務の集中管理に必要な経費である。	
		2,192	13,125	99,867	母子及び寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の援助と福祉を増進するため、資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 貸付金 (1) 子どもの修学に必要な資金 79,604 (2) 学校への入学等に必要な資金 20,882 (3) 技能習得等に必要な資金 6,702 (4) その他の資金 5,396 計 112,584 2 貸付償還事務費 2,600 合 計 115,184	
		3,844	171,360	735,343	122,517	天神川流域下水道の建設事業及び管理運営に必要な経費である。 1 建設事業費 587,659 2 管理運営費 237,523 3 業 務 費 415,962 4 公 債 費 131,530 合 計 1,372,674

会 計 名	歳 出					歳 入	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(商工労働部) 中小企業近代化資金 助成事業特別会計	133,373		65,010	46,093	22,270	133,373	
(農林水産部) 就農支援資金貸付 事業特別会計	175,298		15,223	8,530	151,545	175,298	84,861
林業・木材産業 改善資金助成事業 特別会計	71,406				71,406	71,406	
県営林事業特別会計	184,674	34,430	90,886		59,358	184,674	11,218

入					概 況 説 明
内 訳					
他会計からの		繰 越 金	事 業 収 入	そ の 他	
借 入 金	繰 入 金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
	21,948	900		110,525	<p>小規模企業者等設備導入資金助成法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、県内小規模企業者等の創業の促進及び経営基盤強化並びに中小企業構造の高度化を推進するため、資金等の貸付事業を行うために必要な経費である。</p> <p>1 中小企業高度化資金 16,664 (1) 広域設備リース(特定中小企業団体)資金 16,664 2 貸付事業運営費 5,606 3 諸 費 111,103 (1) 償 還 金 65,010 (2) 繰 出 金 46,093 合 計 133,373</p>
		22,505		23,888	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく就農支援資金の貸付事業及び、農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理を行うために必要な経費である。</p> <p>1 就農支援資金 149,930 2 償 還 金 15,223 3 繰 出 金 8,530 4 貸付事務費 1,615 合 計 175,298</p>
	785	46,365		24,256	<p>林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金の貸付事業を行うために必要な経費である。</p> <p>1 林業・木材産業改善資金 70,000 2 貸付事務費 1,406 合 計 71,406</p>
	150,401	1	22,654	400	<p>森林資源を培養し、国土の保全と県有財産の造成を目的とする県営林事業を行うために必要な経費である。</p> <p>保育面積 63.1ha</p>

会 計 名	歳 出					歳	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
県管境港水産施設 事業特別会計	257,379	13,787	92,642		150,950	257,379	
沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計	101,160				101,160	101,160	
(県土整備部) 港湾整備事業 特別会計	90,776		14,529		76,247	90,776	
(会計管理者) 収入証紙特別会計	2,231,830			2,100	2,229,730	2,231,830	
(教育委員会) 県立学校農業実習 特別会計	54,465			3,400	51,065	54,465	
育英奨学事業 特別会計	1,002,701				1,002,701	1,002,701	
合 計	113,710,070	24,469,064	78,349,843	60,123	10,831,040	113,710,070	435,689

入					概 況 説 明
内 訳					
他会計からの		繰 越 金	事 業 収 入	そ の 他	
借 入 金	繰 入 金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
6,028	92,742	1	150,524	8,084	境漁港の水産物流通の円滑化を図る県管境港魚市場の運営に必要な経費である。 1 魚市場事業費 164,737 2 公 債 費 92,642 合 計 257,379
	1,160	79,204		20,796	沿岸漁業改善資金助成法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 貸 付 金 100,000 2 貸付事務費 1,160 合 計 101,160
		1	90,151	624	鳥取港と米子港の管理運営に必要な経費である。 1 港湾管理事業費 76,247 2 公 債 費 14,529 合 計 90,776
		70,787	2,161,043		収入証紙による収入事務を円滑に行うために必要な経費である。
		16,009	38,435	21	智頭農林高等学校、倉吉農業高等学校の農業実習に必要な経費である。
	529,491	10		473,200	高等学校及び大学等に在学する者のうち経済的理由により修学が困難である者に対し、有用な人材を育成するため、育英奨学資金の貸付事業を行うために必要な経費である。
6,028	60,619,125	824,304	8,335,640	43,489,284	

会計名	歳 出					歳 入	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(総務部・地域振興部・会計管理者) 用品調達等集中管理事業特別会計	5,541,557				5,541,557	5,541,557	
(総 務 部) 公債管理特別会計	77,970,518		77,940,023		30,495	77,970,518	
給与集中管理特別会計	24,407,075	24,407,075				24,407,075	
(福祉保健部) 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	115,184				115,184	115,184	
(生活環境部) 天神川流域下水道事業特別会計	1,372,674	13,772	131,530		1,227,372	1,372,674	339,610

入					概 況 説 明
内 訳					
他会計からの		繰 越 金	事 業 収 入	そ の 他	
借 入 金	繰 入 金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
					事務用品、石油製品及び庁用自動車の管理並びに電話、庁用冷暖房、文書事務及び庶務事務等の集中管理を行うために必要な経費である。
		404,036	5,137,490	31	1 用品調達事業費 540,960 2 自動車管理事業費 236,299 3 集中管理事業費 4,360,262 4 一般会計繰出金 404,036 合 計 5,541,557
	59,772,518			18,198,000	県債の発行及び償還に必要な経費である。 1 元 金 67,617,039 2 利 子 10,322,984 3 公 債 諸 費 30,495 合 計 77,970,518
				24,407,075	職員給与費の支払事務の集中管理に必要な経費である。
		2,192	13,125	99,867	母子及び寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の援助と福祉を増進するため、資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 貸 付 金 (1) 子どもの修学に必要な資金 79,604 (2) 学校への入学等に必要な資金 20,882 (3) 技能習得等に必要な資金 6,702 (4) その他の資金 5,396 計 112,584 2 貸付償還事務費 2,600 合 計 115,184
	3,844	171,360	735,343	122,517	天神川流域下水道の建設事業及び管理運営に必要な経費である。 1 建設事業費 587,659 2 管理運営費 237,523 3 業 務 費 415,962 4 公 債 費 131,530 合 計 1,372,674

会 計 名	歳 出					歳 入	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(商工労働部) 中小企業近代化資金 助成事業特別会計	133,373		65,010	46,093	22,270	133,373	
(農林水産部) 就農支援資金貸付 事業特別会計	175,298		15,223	8,530	151,545	175,298	84,861
林業・木材産業 改善資金助成事業 特別会計	71,406				71,406	71,406	
県営林事業特別会計	184,674	34,430	90,886		59,358	184,674	11,218

入					概 況 説 明
内 訳					
他会計からの		繰 越 金	事 業 収 入	そ の 他	
借 入 金	繰 入 金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
	21,948	900		110,525	<p>小規模企業者等設備導入資金助成法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、県内小規模企業者等の創業の促進及び経営基盤強化並びに中小企業構造の高度化を推進するため、資金等の貸付事業を行うために必要な経費である。</p> <p>1 中小企業高度化資金 16,664 (1) 広域設備リース(特定中小企業団体)資金 16,664 2 貸付事業運営費 5,606 3 諸 費 111,103 (1) 償 還 金 65,010 (2) 繰 出 金 46,093 合 計 133,373</p>
		22,505		23,888	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく就農支援資金の貸付事業及び、農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理を行うために必要な経費である。</p> <p>1 就農支援資金 149,930 2 償 還 金 15,223 3 繰 出 金 8,530 4 貸付事務費 1,615 合 計 175,298</p>
	785	46,365		24,256	<p>林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金の貸付事業を行うために必要な経費である。</p> <p>1 林業・木材産業改善資金 70,000 2 貸付事務費 1,406 合 計 71,406</p>
	150,401	1	22,654	400	<p>森林資源を培養し、国土の保全と県有財産の造成を目的とする県営林事業を行うために必要な経費である。</p> <p>保育面積 63.1ha</p>

会 計 名	歳 出					歳	
	予 算 額	内 訳				予 算 額	国庫支出金
		職員給与費	元利償還金	そ の 他	事 業 費		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
県管境港水産施設 事業特別会計	257,379	13,787	92,642		150,950	257,379	
沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計	101,160				101,160	101,160	
(県土整備部) 港湾整備事業 特別会計	90,776		14,529		76,247	90,776	
(会計管理者) 収入証紙特別会計	2,231,830			2,100	2,229,730	2,231,830	
(教育委員会) 県立学校農業実習 特別会計	54,465			3,400	51,065	54,465	
育英奨学事業 特別会計	1,002,701				1,002,701	1,002,701	
合 計	113,710,070	24,469,064	78,349,843	60,123	10,831,040	113,710,070	435,689

入					概 況 説 明
内 訳					
他会計からの		繰 越 金	事 業 収 入	そ の 他	
借 入 金	繰 入 金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
6,028	92,742	1	150,524	8,084	境漁港の水産物流通の円滑化を図る県管境港魚 市場の運営に必要な経費である。 1 魚市場事業費 164,737 2 公 債 費 92,642 合 計 257,379
	1,160	79,204		20,796	沿岸漁業改善資金助成法に基づく沿岸漁業改善 資金の貸付事業を行うために必要な経費である。 1 貸 付 金 100,000 2 貸付事務費 1,160 合 計 101,160
		1	90,151	624	鳥取港と米子港の管理運営に必要な経費である。 1 港湾管理事業費 76,247 2 公 債 費 14,529 合 計 90,776
		70,787	2,161,043		収入証紙による収入事務を円滑に行うために必要な経費である。
		16,009	38,435	21	智頭農林高等学校、倉吉農業高等学校の農業実習に必要な経費である。
	529,491	10		473,200	高等学校及び大学等に在学する者のうち経済的理由により修学が困難である者に対し、有用な人材を育成するため、育英奨学資金の貸付事業を行うために必要な経費である。
6,028	60,619,125	824,304	8,335,640	43,489,284	